

## 環境影響評価法改正法案に対する意見

2010年(平成22年)5月21日

日本弁護士連合会

### はじめに

当連合会は、2008年11月18日、「環境影響評価法改正に係る第一次意見書」(以下「第一次意見書」という。)を公表し、全面施行後10年の節目を迎えた環境影響評価法を抜本的に改正する必要性を明らかにするとともに、その課題と解決の方向性を世に問うた。

今般、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」という。)が閣議決定されたことを受け、当連合会は、とくに重要と考える事項に焦点を絞り、この点に関する日弁連改正条項骨子案を提示して、現行法及び改正法案に対する意見を述べることにする。

なお、環境影響評価手続に関する団体訴訟については、東京弁護士会が詳細な意見書(同弁護士会2009年2月9日付け環境大臣宛て「環境影響評価法改正に係る意見書」)を公表しているため、参照されたい。

### 第1 代替案

#### (意見の趣旨)

方法書作成の段階から、「何もしない案」を含む合理的な範囲の代替案の検討を義務付け、その検討結果の比較が可能な形式で各代替案を明記させる。

#### 【日弁連改正条項骨子案】

(現行第5条、第14条、第21条第2項等、改正法案第5条、第14条、第21条第2項等)

- 1 事業者は、当該対象事業に係る複数案(以下「複数案」という。)及び環境保全措置に係る代替案(以下「代替案」という。)を検討し、その検討の結果を比較評価できるように、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。
- 2 前項の複数案の検討には、当該対象事業を行わないとした場合に想定される結果に係る案(以下「何もしない案」という。)及び当該事業以外の他の

合理的に考えうる案を含めるものとする。

- 3 第1項の代替案の検討には、環境への影響を回避するための措置に係る案、環境への影響を低減するための措置に係る案及び当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素のもつ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置に係る案を含めるものとする。
- 4 第1項の複数案及び代替案の検討については、本条に定めるもののほか、環境省令の定めるところによる（第4項は全文削除する）。

#### （意見の理由）

現行法は、準備書及び評価書の段階において、「当該措置を講ずることとするに至った検討の状況」を含む「環境の保全のための措置」を記載すべきものとするが、代替案の作成及び提示を明確に義務付けていない。また、基本的事項は、代替案について「事業者により実行可能な範囲内で行われるもの」としており、事業者が実行可能な代替案がないと判断した場合、その代替案は記載されない。方法書の段階では、代替案検討の根拠となる条項すらない。代替案の検討は合理的な意思決定のために不可欠なものである。方法書段階からの代替案の検討は効率的でメリハリのある環境アセスメントの実施に不可欠であり、その段階から代替案を提示することが事業者の義務であることを明記し、事業の目的を達成する他の手段・方法に関する複数案、工期・工法・費用・場所等に関する複数案、各複数案について環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を講じた案、調査・予測・評価の手法に係る代替案、何もしない案、環境に最も好ましい案、事業者の選好する案等の代替案を比較検討が可能な形式で明記することにすべきである。

## 第2 争訟手続

#### （意見の趣旨1）

環境アセスメント手続に不当・違法事由があると主張する団体を含む住民等は、当該事業に係る許認可権者等に対して、その是正を求める不服申立てができることとする。

#### （意見の趣旨2）

環境アセスメント手続において不服申立てを行った者は、当該事業の許認可等の処分の違法性を争う原告適格が認められるものとし、環境保護団体等の団体原告適

格については明文規定を設ける。

【日弁連改正条項骨子案】(新設)

1 この法律の定める次の各手続に対し，違法又は不当な事由があるとして異議のある者は，当該各号の定める時期から30日以内に，当該事業に係る許認可等の権限を有する者（以下「許認可権者等」という。）に対して，その是正を求めるために異議の申立てをすることができる。

一 第二種事業に係る判定の手続 当該判定の結果につき第4条第3項第2号に定める通知がなされたとき

二 方法書に係る手続 当該方法書につき第7条に定める公告及び縦覧がなされたとき

三 準備書に係る手続 当該準備書につき第16条の定める公告及び縦覧がなされたとき

四 評価書に係る手続 当該評価書につき第27条の定める公告及び縦覧がなされたとき

2 前項に基づく異議の申立てがあったときは，許認可権者等は，異議の申立てのあった日の翌日から起算して30日以内に，当該異議の申立てに理由があると認めるときは，事業者に対し違法又は不当な事由の是正を求めるものとし，理由がないと認めるときは，当該異議の申立てを却下するものとする。

3 前項の却下がなされたときは，当該却下に係る異議の申立てを行った者は，当該異議の申し立てに係る第1項記載の各手続に基づきなされた第33条第2項に定める当該免許等に対し，行政事件訴訟法第3条の定める抗告訴訟を提起することができる。第1項に基づく異議の申立てにつき，前項により理由があると認められた者も同様とする。

(意見の理由1)

現行法は，住民等の環境に関する権利・利益の内容，権利・利益がどの程度侵害された場合に争訟資格を認めるべきかについて明文規定を欠いている。環境アセスメント手続が行政処分として争訟性を有するかについても議論がある。事業の実施が地域に及ぼす環境影響は，地域住民等の肉体的・精神的活動を含めて生活全般に及ぶ。住民等は，事業実施が予定されている地域の環境調査，環境影響の予測・評価のそれぞれに重大な関心を有しているし，環境アセスメント手続の適正実施，事業に係る許認可等に環境アセスメント結果が適正に反映されているかについても，手続的・実体的な権利・利益を有している。環境アセスメント結果は当該事業に係

る許認可等の意思決定手続に反映されなければならない、対象事業に係る環境アセスメントが適正な手続に従って履践されることは、当該事業に係る許認可等の意思決定が適正・適法になされるための前提条件である。それゆえ、住民等が環境に対して有する権利・利益は、許認可等の意思決定に先立って実施される環境アセスメント手続においても保障されねばならず、住民等に対して、環境アセスメント手続の瑕疵・過誤等を是正するための不服申立権を認めるべきである。

(意見の理由 2)

環境アセスメント手続の途中段階で手続是正を求める訴訟を認めるべきか議論されている現状では、環境アセスメント手続については、行政内部の是正手続による法的救済を求めうるとしたうえで、当該手続において不服申立てを行った者は、当該事業の許認可等の処分を争う原告適格を有するものとすべきである。かかる扱いは、事業者に対し、許認可権者等による是正勧告を通じて瑕疵ある違法な手続を是正させること、事業者が住民等がなした不服申立てを無視した場合には、後の許認可等の決定に対して行政訴訟提起がありうることを予測させることなどを通じて、適正な環境アセスメント手続の実施と環境保全の配慮を徹底させることにつながる。

### 第3 評価の項目・手法，基準等

(意見の趣旨 1)

評価の基準・方法等の重要事項を定める基本的事項を環境省令とし、各主務官庁の定める環境アセスメントに係る命令・規則等は、環境省令である基本的事項に基づく旨を環境影響評価法において明記すると共に、事業者は、上記環境省令・主務省令の定めに従い、客観的・科学的に評価項目及び評価手法を選定することを明示する。

【日弁連改正条項骨子案】(現行第11条，第13条等，改正法案第11条，第13条等)

- 1 対象事業に係る環境影響評価の項目(以下「評価項目」という。)並びに調査，予測及び評価の手法(以下「評価手法」という。)は，この法律で定めるもののほか，環境省令の定めるところによる。
- 2 主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは，内閣総理大臣)は，前項の環境省令に基づき，第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに適用される評価項目及び評価手法に係る主務省令を制定するものとする。

る。

- 3 環境影響評価を行う事業者は、第1項の環境省令及び前項の主務省令の定めるところにより、客観的かつ科学的な検討に基づき評価項目及び評価手法を選定し、その理由を明らかにしなければならない。評価結果に至った検討の経緯及び根拠等についても同様とする。

(参考条文) 第3項につき、基本的事項第二・第三・(2)(3)

(意見の理由)

基本的事項は環境アセスメントに係る重要な事項を定めているが、その現行法上の法的な位置付けは必ずしも明確でない。環境アセスメント上の重要事項は国民の権利義務に与える影響が大きいことを考えると、第一次的には環境影響評価法において規定し、基本的事項を環境省令に格上げしたうえで、環境影響評価法が指針を示して細則的・技術的な事項の定めを基本的事項に委任すべきである。環境影響評価法の管轄官庁が環境省である以上、対象事業に係る主務官庁は、環境省令である基本的事項に基づき当該対象事業に特化した環境アセスメントに係る命令・規則等を定めるべきは当然である。環境影響評価を行う事業者は、その実施が科学的な根拠に基づく必要がある以上、これらの環境省令・主務省令に従い、客観的・科学的に評価項目及び評価手法を選定すべきことになる。

(意見の趣旨2)

環境アセスメント基準の重要事項は環境影響評価法に明記し、環境省令化された基本的事項には細則的・技術的事項の定めを委任する。

【日弁連改正条項骨子案】(現行第13条等、改正法案第13条等)

- 1 環境影響評価を行う事業者は、評価項目及び評価手法の選定は、この法律の定める理念(注記1)の実現及び環境基本法(平成5年法律第91号)第14条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を合理的に行うために必要であると認めれるものにつき、適切に行うものとする。
- 2 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価は、選定された環境影響評価の項目(以下「選定項目」という。)ごとに行うものとする。
- 3 事業者は、前項の調査は、選定項目について科学的な予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲の自然条件及び社会条件に関する情報を収集し、

その結果を整理・解析することにより行うものとする。

- 4 事業者は、第2項の予測において、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、工事中及び供用時における環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、定量的に把握するものとする。この場合において、定量的な把握が困難なときは、定性的に把握することにより行うことができる。
- 5 事業者は、第2項の評価において、調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者により合理的な範囲内で最大限に回避され又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとする。この場合において、国又は地方公共団体によって、選定項目に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても検討するものとする。
- 6 環境影響評価を行う事業者は、評価項目及び評価手法を選定するにあたって、当該事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに当該事業に係る対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報を明らかにするものとする。この場合において、事業特性に関する情報には、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を含めるものとし、地域特性に関する情報には、入手可能な最新の文献・資料等に基づき、これらの出典を明らかにし、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容を含めるものとする。

（参考条文）第2項につき基本的事項第二・第一・（3）、第3項につき基本的事項第二・第一・（4）、第4項につき基本的事項第二・第一・（5）、第5項につき基本的事項第二・第一・（6）、第6項につき基本的事項第二・第三・（1）

（注記1）第一次意見書では、「この法律の定める理念」につき、国民の環境権の保障、生物多様性の確保並びに環境基本法第3条乃至第5条の理念とすべき旨を提言している。

（意見の理由）

環境影響評価法は、環境アセスメントに係る主務省令につき「環境基本法第14条各号に掲げる事項の確保を旨」とすべきことを定めるだけで（第11条第3項）、同法上の評価基準としては「環境基本法第14条各号に定める事項の確保」程度のものしか示されていない。環境アセスメントが国民の権利義務に重大な影響をもつこと

を考えると、環境影響の評価基準についても、環境保全上の基準・目標等との整合性を問題とする従来の環境基準クリア型基準ではなく、事業者による実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減を問題とする新たなベスト追求型基準など、環境影響評価法において評価基準の重要事項を定め、必ずしも法律に規定する必要のない細則的・技術的事項に限って、環境省令化された基本的事項に委任すべきである。

(意見の趣旨3)

環境保全措置に係る評価基準を環境影響評価法において明記し、その検討に際しては、環境への影響の回避、低減、代償の各措置を検討し、検討の優先順位もその順序によることにする。

【日弁連改正条項骨子案】(現行第14条第1項第7号ロ八、改正法案第14条第1項第7号ロ八)

- 1 環境影響評価を行う事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行うにあたり、対象事業に係る環境保全措置(以下「環境保全措置」という。)について検討しなければならない。
- 2 事業者は、環境保全措置の検討にあたり、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により合理的な範囲内で最大限に、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標を達成することを目的として検討するものとする。
- 3 事業者は、環境保全措置の検討にあたり、環境への影響を回避することを最優先し、これが不可能又は著しく困難であるときは、環境への影響を低減することを優先し、これが不可能又は著しく困難である場合に限って、当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素のもつ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)の検討を行うものとする。
- 4 事業者は、環境保全措置の検討にあたり、次に掲げる事項を合理的な範囲内で最大限に具体的に明らかにする。
  - ア 環境保全措置の効果及び必要に応じ不確実性の程度
  - イ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
  - ウ 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響
  - エ 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

- 5 事業者は、代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが不可能又は著しく困難である理由を明らかにするとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を合理的な範囲内で最大限に具体的に明らかにするものとする。
- 6 事業者は、環境保全措置の検討にあたり、環境保全措置についての複数案の比較検討、合理的な範囲内で最大限によりよい技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにするものとする。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにするものとする。
- 7 事業者は、選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにするものとする。
- 8 環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、事業者は、必要に応じ選定項目及び選定手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うものとする。

（参考条文）第1項につき基本的事項第三・第一・（1）、第2項につき基本的事項第三・第一・（2）、第3項につき基本的事項第三・第二・（1）、第4項につき基本的事項第三・第二・（3）、第5項につき基本的事項第三・第二・（4）、第6項につき基本的事項第三・第二・（5）、第7項につき基本的事項第三・第二・（6）、第8項につき基本的事項第二・第三・（4）

（意見の理由）

環境アセスメントの基準として環境保全措置に係る評価基準も重要であるが、基本的事項は、「環境への影響を回避し、又は低減することを優先する」とし、その



検討結果を踏まえて、対象事業の実施により損なわれる環境要素と同種のことを創出すること等を内容とする代償措置を検討すべきものとし、これらの環境保全措置について検討の優先順位を明示している。この点は環境影響評価法上の規定事項とし、環境保全措置は回避・低減が代償に優先するので、この順序を誤った場合には評価基準違反として違法評価されることになる。同様に、環境保全措置の検討に際し、基本的事項は、「環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理」すべきことを明示しているが、この点も環境影響評価法上の規定事項とすべきである。更に、環境アセスメントに伴う不確実性に対処すべく事後調査手続について規定すると共に、新たに判明した事実に基づく見直しや追加の手続についても規定を設ける必要がある。

#### 第4 横断条項

##### (意見の趣旨1)

許認可権者等が行う環境保全審査の基準を法律上明確化し、その許認可等における審査内容を定めた現行法第33条第2項第2号・第3号から対象事業の実施による利益に関する審査を削除する。

【日弁連改正条項骨子案】(現行第33条第1項・第2項、改正法案第33条第1項・第2項)

前項(注記2)の環境の保全についての適切な配慮がなされたものであるかどうかの審査は、この法律の定める環境影響評価の項目及び手法並びに評価の基準に基づき行うものとする。
-------------------------------------------------------------------------------------

(注記2)「前項」というのは第33条第1項を指す。

##### (意見の理由)

現行法上、許認可権者等が対象事業の許認可等に際し行う「環境の保全についての適正な配慮」に係る審査(以下「環境保全審査」という。)の内実は曖昧であり、その具体的な判断基準は示されていない。更に、許認可等の審査類型によっては、環境保全審査のみならず「対象事業の実施による利益に関する審査」(以下「実施利益審査」という。)を併せて行うものとされ、この場合の審査基準も明示されていない。実施利益審査を要件とすることは、かつての調和条項のように開

発の錦の御旗の下で環境保全が犠牲にされ、環境影響評価制度の考え方と相容れない。

それゆえ、環境保全審査や実施利益審査が行政裁量による恣意的な判断に墮することを防止すべく、環境保全審査基準を法律上具体的に明示すると共に、実施利益審査は削除すべきである。

(意見の趣旨2)

許認可権者等は、環境保全審査に係る審査結果・結論に至る詳細な理由を明示した公的決定文書を作成し、公表する手続規定を整備する。

【日弁連改正条項骨子案】(現行第33条第2項，改正法案第33条第2項)

対象事業に係る免許等を行う者は、第2項(注記3)の定める判断を行ったときは、当該判断の理由を記載した文書を作成し、同文書を公表しなければならない。

(注記3)第33条第2項を指す。

(意見の理由)

現行法上、横断条項に基づく許認可権者等の審査結果の公表は手続上要求されていないので、許認可権者等による環境保全審査が適正に行われたか地域住民等がチェックできない仕組みとなっている。許認可権者等による環境保全審査の適正・合法性を確保するために、許認可権者等は、横断条項に基づく審査結果を文書化して公表する手続規定を設けるべきである。

以上

新旧対照条文比較表  
日弁連改正条項骨子案

現行法	日弁連改正条項骨子案	改正法案
<p>(代替案)</p> <p>第5条第1項 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業の目的及び内容</p> <p>3 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況</p> <p>4 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)</p> <p>第14条第1項 事業者は、第12条第1項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聞くための準備として、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>1乃至6 (略)</p> <p>7 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)</p> <p>ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)</p> <p>ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずる者である場合には、当該環境の状況の把握のための措置</p> <p>二 (略)</p> <p>第21条第2項 事業者は、(中略)次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下(中略)「評価書」という。)</p>	<p>(複数案・代替案)</p> <p>1 事業者は、当該対象事業に係る複数案(以下「複数案」という。)及び環境保全措置に係る代替案(以下「代替案」という。)を検討し、その検討の結果を比較評価できるように、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。</p> <p>2 前項の複数案の検討には、当該対象事業を行わないとした場合に想定される結果に係る案(以下「何もしない案」という。)及び当該事業以外の他の合理的に考えうる案を含めるものとする。</p> <p>3 第1項の代替案の検討には、環境への影響を回避するための措置に係る案(以下「回避措置案」という。)、環境への影響を低減するための措置に係る案(以下「低減措置案」という。)及び当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素のもつ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置に係る案(以下「代償措置案」という。)を含めるものとする。</p> <p>4 第1項の複数案及び代替案の検討については、本条に定めるもののほか、環境省令の定めるところによる。</p>	<p>第5条第1項(現行法規定と同じ)</p> <p>第14条第1項(現行法規定と同じ)</p> <p>第21条第2項(現行法規定と同じ)</p>

を、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

- 1 第14条第1項各号に掲げる事項
- 2 乃至4 (略)

(争訟手続)  
なし

(異議の申立て等)

- 1 本法の定める次の各手続に対し、違法又は不当な事由があるとして異議のある者は、当該各号の定める時期から30日以内に、当該事業に係る許認可等の権限を有する者(以下「許認可権者等」という。)に対して、その是正を求めするために異議の申立てをすることができる。
  - 一 第二種事業に係る判定の手続 当該判定の結果につき第4条第3項第2号に定める通知がなされたとき
  - 二 方法書に係る手続 当該方法書につき第7条に定める公告及び縦覧がなされたとき
  - 三 準備書に係る手続 当該準備書につき第16条の定める公告及び縦覧がなされたとき
  - 四 評価書に係る手続 当該評価書につき第27条の定める公告及び縦覧がなされたとき
- 2 前項に基づく異議の申立てがあったときは、許認可権者等は、異議の申立てのあった日の翌日から起算して30日以内に、当該異議の申立てに理由があると認めるときは、事業者に対し違法又は不当な事由の是正を求めるものとし、理由がないと認めるときは、当該異議の申立てを却下するものとする。
- 3 前項の却下がなされたときは、当該却下に係る異議の申立てを行った者は、当該異議の申し立てに係る第1項記載の各手続に基づきなされた第33条第2項に定める当該免許等に対し、行政事件訴訟法第3条の定める抗告訴訟を提起することができる。第1項に基づく異議の申立てにつき、前項により理由があると認められた者も同様とする。

なし

(評価の項目・手法・基準)

第5条第1項 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境

(評価の項目・手法等)

- 1 対象事業に係る環境影響評価の項目(以下「評価項目」という。)並びに調査、予測及び評価の手法(以下「評価手法」という。)は、本法で定めるもののほか、環境省令の定めるところによる。

第5条第1項(現行法規定と同じ)

影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

第1乃至3 (略)

4 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

第11条第1項

事業者は、(中略)第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

同第3項

第1項の主務省令は、環境基本法(平成5年法律第91号)第14条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

第12条第1項

事業者は、前条第1項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

同2項

前条第3項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条3項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

第13条

環境大臣は、関係する行政機関の長と協議して、第11条第3項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定

2 主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)は、前項の環境省令に基づき、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに適用される評価項目及び評価手法に係る主務省令を制定するものとする。

3 環境影響評価を行う事業者は、第1項の環境省令及び前項の主務省令の定めるところにより、客観的かつ科学的な検討に基づき評価項目及び評価手法を選定し、その理由を明らかにしなければならない。

(評価の項目・手法の選定・実施等)

1 環境影響評価を行う事業者は、評価項目及び評価手法の選定は、本法の定める理念[(注記)国民の環境権の保障、生物多様性の確保並びに環境基本法第3条乃至第5条の理念を指す。]の実現及び環境基本法(平成5年法律第91号)第14条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を合理的に行うために必要であると認められるものにつき、適切に行うものとする。

2 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価は、選定された環境影響評価の項目(以下「選定項目」という。)ごとに行うものとする。

3 事業者は、前項の調査は、選定項目について科学的な予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲の自然条件及び社会条件に関する情報を収集し、その結果を整理・解析することにより行うものとする。

4 事業者は、第2項の予測において、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、工事中及び供用時における環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、定量的に把握するものとする。この場合において、定量的な把握が困難なときは、定性的に把握することにより行うことができる。

5 事業者は、第2項の評価において、調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのあ

第11条第1項(現行法規定と同じ)

同第4項(現行法第11条第3項と同じ)

第12条第1項(現行法規定と同じ)

同第2項

前条第4項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第4項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

第13条

環境大臣は、関係する行政機関の長と協議して、第11条第4項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により主務大

めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第14条第1項 事業者は、第12条第1項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聞くための準備として、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

1 乃至 6 (略)

7 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるものイ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずる者である場合には、当該環境の状況の把握のための措置

二 (略)

第21条第2項

事業者は、(中略)次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下(中略)「評価書」という。)を、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

1 第14条第1項各号に掲げる事項

2 乃至 4 (略)

る影響が、事業者により合理的な範囲内で最大限に回避され又は低減されているものからなるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとする。この場合において、国又は地方公共団体によって、選定項目に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても検討するものとする。

6 環境影響評価を行う事業者は、評価項目及び評価手法を選定するにあたって、当該事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに当該事業に係る対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関する情報を明らかにするものとする。この場合において、事業特性に関する情報には、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を含めるものとし、地域特性に関する情報には、入手可能な最新の文献・資料等に基づき、これらの出典を明らかにし、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容を含めるものとする。

(環境保全措置の検討)

1 環境影響評価を行う事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行うにあたり、対象事業に係る環境保全措置(以下「環境保全措置」という。)について検討しなければならない。

2 事業者は、環境保全措置の検討にあたり、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により合理的な範囲内で最大限に、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標を達成することを目的として検討するものとする。

3 事業者は、環境保全措置の検討にあたり、環境への影響を回避することを最優先し、これが不可能又は著しく困難であるときは、環境への影響を低減することを優先し、これが不可能又は著しく困難である場合に限って、当該事業の実施により損なわれる環境要素と

臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第14条第1項第7号(現行法規定と同じ)

第21条第2項第1号(現行法規定と同じ)

同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素のもつ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討を行うものとする。

4 事業者は、環境保全措置の検討にあたり、次に掲げる事項を合理的な範囲内で最大限に具体的に明らかにする。

ア 環境保全措置の効果及び必要に応じ不確実性の程度

イ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響

ウ 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響

エ 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

5 事業者は、代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが不可能又は著しく困難である理由を明らかにするとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を合理的な範囲内で最大限に具体的に明らかにするものとする。

6 事業者は、環境保全措置の検討にあたり、環境保全措置についての複数案の比較検討、合理的な範囲内で最大限によりよい技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにするものとする。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにするものとする。

7 事業者は、選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等

	<p>を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにするものとする。</p> <p>8 環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、事業者は、必要に応じ選定項目及び選定手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うものとする。</p>	
<p>（横断条項）</p> <p>第33条第1項 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第24条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。</p> <p>同第2項 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等（次項に規定するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であって政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。</p> <p>2 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であって政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。</p>	<p>（環境保全審査の基準） 前項〔（注記）第33条第1項を指す。〕の環境の保全についての適切な配慮がなされたものであるかどうかの審査は、本法の定める環境影響評価の項目及び手法並びに評価の基準に基づき行うものとする。</p> <p>（審査理由の公表） 対象事業に係る免許等を行う者は、第2項〔（注記）第33条第2項を指す。〕の定める判断を行ったときは、当該判断の理由を記載した文書を作成し、同文書を公表しなければならない。</p>	<p>第33条第1項（現行法規定と同じ）</p> <p>同第2項（現行法規定と同じ）</p>



3 免許等を行い又は行わない基準を法律で定めていない免許等（当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに係るものに限る。）  
当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。